「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行」実施要領

１　試行対象工事

主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。

ただし、工場製作工を含む工事は、当該期間を工期から除くものとする。

２　試行の流れ

【発注時】

① 発注者は、試行対象工事を発注する場合は、設計書に特記仕様書を添付する。

【契約後から現場完了まで】

受注者が試行の実施を希望する場合、以下のとおり実施する。希望しない場合は本要領によらず、通常どおり施工することとする。

② 受注者は、施工計画書に、工事期間中における気温等の計測方法及び計測結果の報告方法を記載する。

③ 気温の計測方法は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所又は地域気象観測所（以下「地上・地域気象観測所」という。）の気温の計測結果若しくは環境省が公表している観測地点の暑さ指数（ＷＢＧＴ）を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、最寄りの気象庁の地上・地域気象観測所、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づき気象庁以外の者が行う気温の計測結果又は工事現場を代表する１地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果若しくはＪＩＳ Ｂ7922 に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス２以上）により測定した値を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

④ 受注者は、現場完了後、施工計画書に基づき、計測結果の資料を発注者へ速やかに提出する。

【設計変更】

⑤ 発注者は、受注者より提出された計測結果の資料を基に、以下の積算方法により設計変更する。

≪積算方法≫

真夏日率 ＝ 工期期間中の真夏日※1 ÷ 工期※2

補正値（%）※3 ＝ 真夏日率 × 補正係数※4

現場管理費 ＝ 対象純工事費 × {(現場管理費率 × 補正係数※5) ＋ 補正値}

（真夏日率及び補正値は、小数点以下３位を四捨五入して、２位止めとする。）

※１　真夏日とは、日最高気温が 30℃以上の日又は暑さ指数（ＷＢＧＴ）が 25℃以上の日をいう。ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温又は暑さ指数（ＷＢＧＴ）で判断する。

なお、不稼働日は工期内の真夏日に含めないものとする。

※２　工期とは、工事着手から工事完成まで（現場において何らかの作業に着手した日から後片付けを含むすべての作業が完了した日まで）の期間をいう。工期に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として６日間、７月、８月又は９月を含む工事では夏季休暇分として土日以外の３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

※３　補正値は、「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合」及び「緊急工事の場合」と重複する場合においても、最高２％とする。

※４　補正係数は、1.2 とする。

※５　施工地域区分による補正係数であり、※４の補正係数とは異なる。